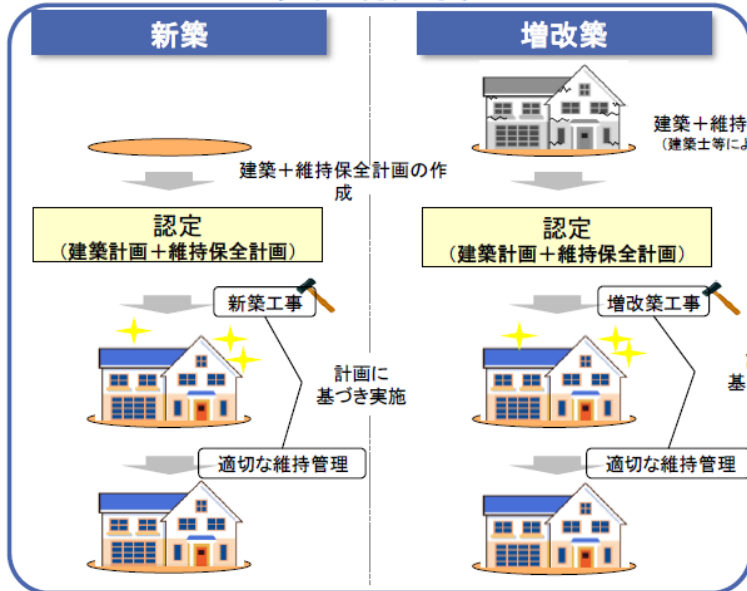


令和4年10月1日より

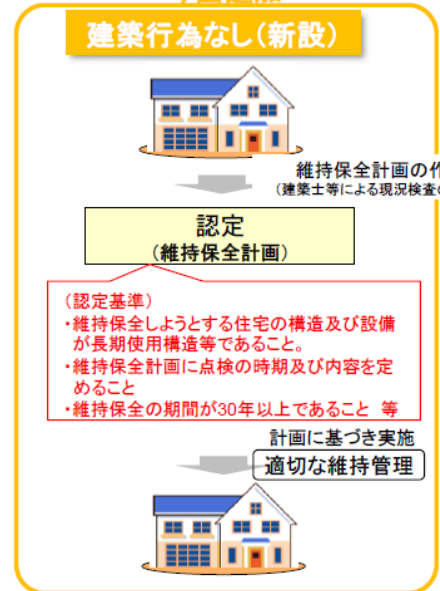
既存住宅の長期優良住宅認定が始まります

令和4年10月1日より長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、既存住宅（一定の基準を満たすものに限る）について、長期優良住宅の認定を受けることが可能となります。

従来の認定対象



今回追加



- (認定基準)
- ・維持保全しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
  - ・維持保全計画に点検の時期及び内容を定めること
  - ・維持保全の期間が30年以上であること 等

(1) 既存住宅の認定基準

既存住宅の認定基準は、以下のとおりです

新築または増改築の時期	適用する基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
① 平成21年6月4日以降に新築した後増改築していない場合	新築時点における新築基準	申請時点の基準
② 平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における増改築基準	
③ 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増改築した場合 (②の場合を除く)	平成28年4月1日時点の増改築基準	

(2) 申請手数料

一戸建ての住宅（確認書等あり）の場合 13,000円

※一戸建ての住宅以外の認定申請手数料については、手数料一覧表をご参照ください

問合せ先 : 所沢市街づくり計画部建築指導課  
電話 : 04-2998-9180  
E-Mail : a9180@city.tokorozawa.lg.jp